

公告第 1 0 9 4 号

この組合の規約を別添のとおり変更したので健康保険法施行令の規定により公告する。

記

1. 添付書類

愛知県農協健康保険組合規約 新旧条文対照表

2. 施行日

令和6年8月1日施行

令和6年8月1日

愛知県農協健康保険組合

理事長 長谷川



以上

愛知県農協健康保険組合規約新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
愛知県農協健康保険組合規約 第1条～第48条まで省略 (準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号又は第2号の方法によって保有しなければならない。 (準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第10号までの方法で保有しなければならない。 (組合財産の管理方法) 第51条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。 第7章 公 告 (公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は<u>組合のホームページ</u>に掲載する。 第53条～省略 附 則 (施行期日) この規約は、令和6年8月1日から施行する。	愛知県農協健康保険組合規約 第1条～第48条まで省略 (準備金の保有方法) 第49条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前3年度の保険給付に要した費用の平均年額の12分の1に相当する額については、第1号又は第2号の方法により保有しなければならない。 (1) 郵便貯金 (2) 臨時金利調整法(昭和22年法律181号)第1条第1項に規定する金融機関への預貯金又は金銭信託(運用方法を特定するものを除く。) (3) 公社債投資信託(外国債を運用の中心とするもの、又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。) (4) 国債又は地方債 (5) 政府保証債又は金融債 (6) 担保付社債 (7) 抵当証券 (8) コマーシャルペーパー (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金 (10) 健康保険組合が組合の共同目的を達成するために設置する施設及び組合の福祉事業として行う各種貸付事業への出資金 (11) 法第150条の規定による施設である土地及び建物 2 介護納付金に係る準備金は、原則として前項第1号又は第2号の方法によって保有しなければならない。 (準備金以外の積立金の保有方法) 第50条 準備金以外の積立金は、前条第1項第1号から第11号までの方法で保有しなければならない。 (組合財産の管理方法) 第51条 この組合の財産の管理方法は、組合会の議決を経て別に定める。 第7章 公 告 (公告の方法) 第52条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板に掲示し、又は<u>通報</u>に掲載する。 第53条～省略 附 則 (施行期日) この規約は、令和5年4月1日から施行する。